
令和8年度
上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金
＜申請の手引き＞

問い合わせ

上尾市環境政策課 ゼロカーボン推進室

電話 048-775-7308

受付時間 9:00～17:00

(12:00～13:00 及び土・日・祝日を除く)

1. 制度概要

(1) 交付対象者 次の①②のいずれか

①市内に事業所がある法人

②市内で事業を営む個人

※いずれも市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと。

※申請時点で3年以上継続して営業していること。

(2) 交付要件 次の①～⑦をすべて満たしていること

①省エネ診断を受診し、受領した診断書等に基づく設備投資であること（令和6年4月1日以降に受けた申請であれば再受診不要）

②既設設備と比較して、二酸化炭素排出量またはエネルギー使用量が指定量減少すること

③自ら費用を負担して行う工事であること

④自らの所有する事業所であること

⑤既設設備を省エネ設備に交換するものであること（新設は対象外）

⑥交付対象となる設備が、自作、中古品でないこと

⑦LEDは一般照明用のみ対象で、器具交換であること（電球のみの交換は対象外）

※いずれも、容易に移動ができるもの、電池式のものを除く。

(3) 対象の省エネ設備 5年度内に各1回限り

対象メニュー	既存の機器と比べた CO2/エネルギー使用量 削減要件	交付上限額
LED 照明	50%	30万円
空調設備	30%	50万円

(4) 注意

- ・施工業者・販売店は市内外問わない。
- ・支所・出張所経由での申請は受け付けない。
- ・書類に不備がある場合は、全て返却する。（一部預かりはしない）
- ・先着順。同日に予算に達する額の申請が来た場合は抽選。

2. 手続きの流れ（概要）

1 省エネ診断を受診 …P7

省エネ診断を受ける際、機器交換前後のCO2削減量の算出を求めること。

【省エネ診断先】

一般財団法人省エネルギーセンター

一般社団法人環境共創イニシアチブ

埼玉県省エネ診断事業

2 交付申請 …P8

窓口または郵送で下記書類を提出

【申請書類】

(1)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付申請書（第1号様式）

(2)省エネ設備等の設置に関する工事の見積書と見積内訳書のコピー

(3)省エネ診断等の診断結果報告書のコピー

(4)省エネ設備等の設置に関する工事に着手する前の現況写真

(5)省エネ設備等の設置場所の配置図

(6)省エネ設備等の仕様・規格が確認できる書類

(7)既存機器と比較して削減効果が確認できる資料

(8)同意書（省エネ機器を導入する建物に申請者以外の所有者がいる場合）

(9)-1 法人の場合

・履歴事項全部証明書（取得場所）法務局

・事業証明書（取得場所）証明書発行センター

(9)-2 事業を営む個人の場合

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書のコピー（取得場所）税務署

3 交付決定通知

4 工事着工・施工 …P11

※必ず交付決定通知書の受理後、工事に着工すること

5 実績報告書 …P12

令和9年2月26日（金）まで（必着）に窓口または郵送で下記書類を提出

【実績報告書類】

(1)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金実績報告書（第5号様式）

(2)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付決定通知書のコピー

(3)省エネ設備等の設置等に係る契約書

(4)領収書など、支払が確認できる書類のコピー（補助対象経費が確認できるもの）

(5)省エネ設備等の設置状況を確認することができる写真

(6)国などから補助金等を受けている場合、交付決定額を確認できる書類

6 交付確定通知

7 請求書 …P12

請求書を窓口または郵送で提出

8 振込

3. 対象要件

(1) 交付対象者

対象者

- ①市内に事業所がある法人または市内で事業を営む個人であること
- ②市税（国民健康保険税を含む）を滞納していないこと
- ③申請時点で3年以上継続して市内で営業していること

事業所とは

事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設で、従業者及び設備を有し、かつ、物の生産、販売、サービス提供等が、継続的に行われているものを指します。

住居兼事業所の取り扱い

住居兼事業所は居住用途との用途区別がつけがたいため原則、対象外です。

ただし、来店する顧客に対して商品・サービスを提供する独立した店舗部分（飲食店、小売店など）に設置するもので、専ら事業の用のみに使用すると明らかなものは対象となります。

住居用と兼用するもの、事業所部分と居住部分が混在している場所に更新設備がある場合は対象外です。

市外の本社が申請する場合の取り扱い

本社が市外の場合、市内事業所と申請者の関連性がわかる書類を添付してください。

市税の滞納有無については、本社も含めて確認をさせていただきます。

市内に本社があり、市外の事業所の設備を更新する場合は対象外です。

(2) 交付対象の省エネ設備

1事業者につき1事業所に限り、対象設備のいずれかの申請を行うことができます。同じ設備の申請は、5年間に1度のみです。

(今年度から起算して5年です。昨年度申請した事業者も今年度は申請が可能です。)

交付要件 次の全てを満たすもの

- ①省エネ診断を受診し、受領した診断書等に基づく設備投資であること
(令和6年4月1日以降に受けた申請であれば再受診不要)
- ②既設設備と比較して、二酸化炭素排出量またはエネルギー使用量が指定量減少すること
(削減量要件 LED照明：50% 空調：30%)
- ③自ら費用を負担して行う工事であること
- ④自らの所有する市内の事業所に導入すること
- ⑤既設設備を省エネ設備に交換するものであること
- ⑥交付対象となる設備が、自作、中古品でないこと
- ⑦令和9年2月26日(金)までに施工・料金の支払いが終了し、実績報告ができること

対象設備	要件
LED照明	一般照明用または誘導灯(調光式であるかは問わない) 電気工事を伴い器具本体と電球を一体で更新するもの(電球のみの交換、バイパス工事による更新は対象外)で、既存設備から 50%以上 省エネ効果があるもの
業務用空調設備	既存設備から 30%以上 省エネ効果があるものに 更新 するもの

対象外 次のいずれかに該当するもの

- ・新設、増設するもの
- ・自作、中古品、リースによるもの
- ・複数の事業者で共同所有するもの
- ・販売、貸付等(他者に販売・賃貸する物件、共有部分への設置を含む)による利益を目的としているもの
- ・同一の設備等で本市の補助を受けているもの
- ・容易に移動ができるもの、電池式のもの(運用上固定するとしても、仕様上移動が可能なものは対象外です)

- ・ 支払先が次に該当するもの
 - ・ (法人の場合) 代表者又は役員が支払先事業者の代表者又は役員に属する場合
 - ・ (個人の場合) 代表者、代表者の配偶者又は2親等内の親族が支払先事業者の役員として属する場合
- ・ 事業を営んでいない個人

(参考) 一般照明の例 一般社団法人 日本照明工業会より

ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例について 第3版 (2025年11月28日)

[水銀関連 | JLMA 一般社団法人日本照明工業会](#)

表 ランプの「一般照明用」及び「特殊用途」の定義並びにその具体的な用途又は製品例

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
蛍光灯ランプ (直管蛍光灯ランプ、環形蛍光灯ランプ、コンパ	一般照明用	照度を確保するためのものであって、高演色用及び低温用その他の特殊の用途にのみ用いられるもの以外のものをいう。	

1

製品	用途	定義	具体的な用途又は製品例
クト形蛍光灯ランプ、電球形蛍光灯ランプ、無電極蛍光灯ランプ、その他特殊形状の蛍光灯ランプなど)	特殊用途	○特殊な波長分布を持つもの※3	色比較・評価用、検査用、カラーランプ、高演色用(美術館用、博物館用、撮影用など)、植物・生物用、紫外線カットランプ、商品・食品展示用、低誘虫用、医療機器用、表面改質用、半導体工場用、紫外線照射用(捕虫用、各種鑑定検査用、光化学反応用、表面改質用、蛍光照明用、医療機器用、日焼け装置用など)など ジアゾ感光紙・青図感光紙の焼付け機用
		○特殊な条件での使用が想定されるもの	低温用、看板用、表示インジケータ用、スキャナー用、医療機器用、非常用照明器具・誘導灯用、航空灯火用、飛散防止ランプ、防爆用、乗り物用、機械または家具等を含める目的で作られた照明器具用など

(3) 対象費用

上限額または購入・設置に要する対象費用の2分の1のどちらか低い金額

(1,000円未満切り捨て)

上限額

LED 照明 30 万円

空調設備 50 万円

対象費用 (例)

設備費用：設備本体、本体の稼働に必要不可欠な付属設備

機器本体、機器付属設備、リモコン、スライドブロック、冷媒管、電源線、配管カバー、設置金具、ブレーカーボックス

工事費用

設置工事、電気配線工事、ブレーカー交換、耐圧試験、試運転調整、清掃費、労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費、設置作業費、直接工事費、直接仮設費、足場、養生、高所作業車

※値引きがされている場合は差し引きます。全体から値引きされている場合は、対象費用の合計から差し引きます。

対象外費用 (例)

雑工事、諸経費、雑費、レッカー、運搬費、資材運搬費、交通費、フロンガス回収費、産業廃棄物処分費、運搬処分費、撤去費、リサイクル費用、修繕費、サービス登録料、保証費、現場管理費、一般管理費、共通仮設費、福利費、消費税

補助経費計算例

空調機器本体 20 万円+工事費 20 万円+既設設備処分費 20 万円 = 総費用 60 万円

補助対象経費：空調機器本体 20 万円+工事費 20 万円 = 40 万円

40 万円×1/2 = 20 万円 < 上限 50 万円

⇒補助金額 **20 万円**

4. 申請の流れ

1 省エネ診断を受診

本補助金は、省エネルギー診断が必要です。

※セルフ診断は対象外です。

省エネ診断先

診断の申込から診断書発行まで **1か月以上**の期間を要しますので、お早めにお申し込みください。

(1) 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

- ① 地域省エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業「ウォークスルー診断」

費用（税込み）： 6,006 円～12,012 円（設備単位プラン）

16,016 円～51,051 円（工場・事業所全体プラン）

- ② 地域省エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業「IT 診断」

費用（税込み）：上限 220,000 円（実施内容による）

(2) 一般財団法人 省エネルギーセンター

- ① 「省エネ最適化診断」

費用（税込み）：7,920 円（小規模診断）～25,850 円（大規模診断） ※令和 7 年度時点

- ② 「ステップアップ診断」

費用（税込み）：16,940 円 ※令和 7 年度時点

(3) 埼玉県「埼玉県省エネ診断事業」

- ① 「ナビ診断」

費用（税込み）：5,500 円 ※令和 7 年度時点

- ② 「専門診断」

費用（税込み）：11,000 円 ※令和 7 年度時点

各機関の HP をご確認くださいの上、直接お申し込みください。

申込する際には、「上尾市の省エネ設備等設置補助金に申請希望」とお伝えください。

2 交付申請

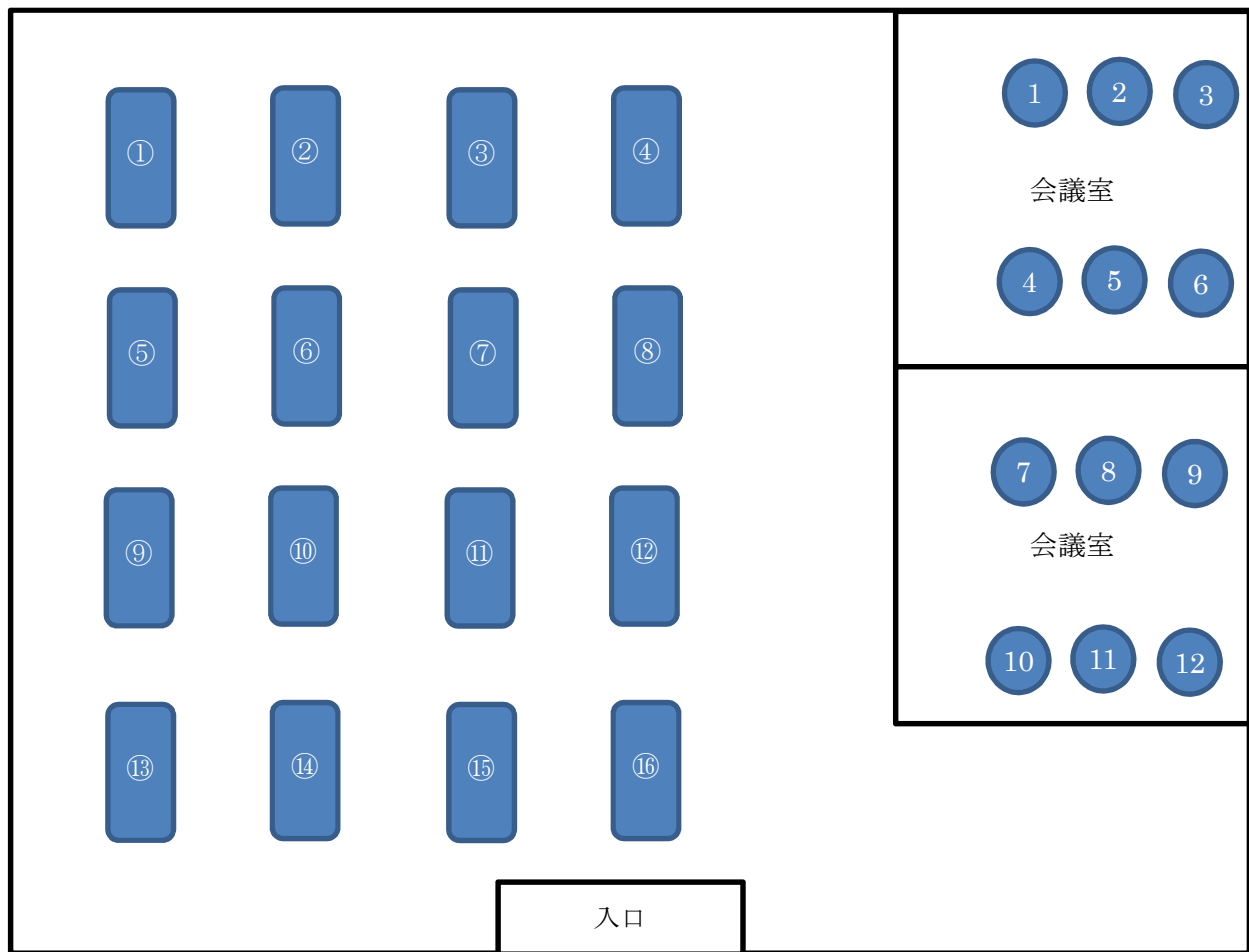
【申請書類一覧】

- (1)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付申請書（第1号様式）
- (2)省エネ設備等の設置に関する工事の見積書と見積内訳書のコピー
- (3)省エネ診断等の診断結果報告書のコピー
- (4)省エネ設備等の設置に関する工事に着手する前の現況写真
- (5)省エネ設備等の設置場所の配置図
- (6)省エネ設備等の仕様・規格が確認できる書類
- (7)既存機器と比較して削減効果が確認できる資料
- (8)同意書（省エネ機器を導入する建物に申請者以外の所有者がいる場合）
- (9)-1 法人の場合
 - ・履歴事項全部証明書（取得場所）法務局
 - ・事業証明書（取得場所）証明書発行センター
- (9)-2 事業を営む個人の場合
 - 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書のコピー（取得場所）税務署

見積書の注意点

- ・複数導入する場合は1発注としてください。（別発注では補助金の対象となりません）
- ・値引きがある場合は、値引き後の金額を記載してください。
 - ※全体にかかる値引きは、対象経費の合計から差し引きます。
 - 導入機器、工事など特定の費用にかかる値引きはわかるように記載してください。
- ・内訳は可能な限り詳細に記載してください。
 - ※費目によっては対象経費とならない可能性があります。
- ・(2)および(4)～(7)は、整合が取れるよう、作成してください。
 - ※整合が取れない場合は交付ができない可能性があります。

配置図 (例) ※手書きも可



リスト (例)

LED										
申請条件：設備のエネルギー使用量または温室効果ガス排出量が50%以上削減できること										
				社名						
				申請書記入		#DIV/0!				
照明使用時間	日/年間	時間/日	使用時間							
			0							
現在使用しているもの				設置しようとしているもの				申請基準チェック		
場所	製品型番	消費電力(W)	使用時間	年間kW	製品型番	消費電力(W)	使用時間	年間kW	削減量	チェック
例 1Fフロア ①~⑫	AAA-000	40	1000	40	XXX-LED	20	1000	20	50.0%	申請可能
①			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
②			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
③			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
④			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑤			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑥			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑦			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑧			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑨			0	0			0	0	0.0%	削減量不足
⑩			0	0			0	0	0.0%	削減量不足

写真

背景を含む設備全体が更新前と更新後で同じアングルで写るように撮影すること。

【LED】

- ・ ランプ部分の品番と器具の品番がわかるもの
- ・ 器具の全体図
- ・ 同一の設備を複数箇所に導入する場合は、導入箇所ごとに撮影

※設置数が多い場合は、施工証明や納品書を合わせてご提出ください



【高効率空調設備】

- ・ 機器の品番がわかるもの
- ・ 機器の全体図（室外機の全体が写るもの1枚、型番がわかるもの1枚、室内機の全体がわかるもの1枚、撮影が可能なら型番がわかるもの1枚）



4 工事着工・施工

交付決定通知書が届いてから、着工してください。

設備の導入と支払いが完了してから、実績報告を行っていただきます。

実績報告書の提出を受けた後、提出書類を基に交付要件を満たしているか再度確認します。設備の設置・支払い完了後でも要件を満たしていないことが判明した場合は補助金を交付することができません。申請内容に変更が生じる場合は、必ずご連絡ください。

【支払い方法】

発注業者への代金の支払い方法は、次の①～④のいずれかの方法で行ってください。

※支払完了日が実績報告日以前でなければ交付できません。

支払方法	支払完了日	必要書類（次のコピーを提出）
①現金	領収書発行日	領収書
②銀行振込	領収書発行日または 口座引き落とし日	領収書、請求書、支払いが確認できる通帳など
③手形・小切手 （裏書譲渡を除く）	口座引き落とし日 （手形・小切手の交付 日ではありません）	・領収書または請求書 ・手形または小切手の控え ・支払いが確認できる通帳など
④クレジットカード	口座引き落とし日	・領収書または請求書 ・支払いが確認できる通帳や利用明細など

申請内容の変更・中止

名称・所在地・代表者等の変更や、導入設備に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は、速やかに報告してください。

【提出書類】

- ・上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金変更等承認申請書（第3号様式）
- ・その他、変更内容に伴い必要な書類

【交付決定の取消しと返還】

次の場合には、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく市長の命令に違反したとき。

5 実績報告書

工事完了・支払い後に実績報告書を作成し、令和9年2月26日（金）までに提出してください。

【提出書類】

- (1)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金実績報告書（第5号様式）
- (2)上尾市事業者向け省エネ設備等設置補助金交付決定通知書のコピー
- (3)省エネ設備等の設置等に係る契約書
- (4)領収書など、支払が確認できる書類のコピー（補助対象経費が確認できるもの）
- (5)省エネ設備等の設置状況を確認することができる写真
- (6)国などから補助金等を受けている場合、交付決定額を確認できる書類

領収書の注意点

- ・申請時の見積と違う点が発生した場合は、それがわかるように記載してください。
- ・値引きがある場合は、値引き後の金額を記載してください。
※全体にかかる値引きは、対象経費の合計から差し引きます。
導入機器、工事など特定の費用にかかる値引きはわかるように記載してください。
- ・内訳は可能な限り詳細に記載してください。
※費目によっては対象経費とならない可能性があります。
- ・領収書は、支払い日がわかるようにしてください。
- ・写真は、更新前と同じアングルで写るように撮影してください。

6 請求書

交付確定通知書が届いたら、請求書を提出してください。

1カ月程度で指定の口座に振り込まれます。

併せて、アンケートにもご協力ください。

7 財産処分の制限等

関係書類の保存

当補助事業に関する市の通知や、領収書等は、原則として交付決定を受けた日の属する年度末から**5年間**保存してください。

財産処分の制限

当補助金の交付を受けて取得した設備は、取得した時より当該耐用年数を経過する前に処分（交付の目的に反した使用、移設、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取り壊し、又は廃棄を含む）してはいけません。

当該年数内にやむを得ず処分する場合は、事前に財産処分申出書の提出をし、市の承認を受ける必要があります。また、財産処分に際して市から助成金の全部または一部に相当する金額の納付の請求を受けた場合は、相当金額を市に納付しなければなりません。

処分する場合は、担当までご連絡ください。

導入設備	減価償却資産の耐用年 (令和8年4月1日現在)
LED 照明設備	15年
空調設備	13年 or 15年

8 問い合わせ

上尾市 環境政策課ゼロカーボン推進室

TEL 048-775-7308

Email s258000@city.ageo.lg.jp

受付時間 9:00~17:00

(12:00~13:00 及び土・日・祝日、12月28日~1月3日を除く)

ホームページ

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/389992.html>